

三田市議会事務局処務規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (局職員)</p> <p>第2条 局に事務局長を置く。</p> <p>2 局に課長、副課長、課長補佐、係長、<u>副主査</u>、主任その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>第3条～第5条 省略 (職務)</p> <p>第6条 事務局長は、議長の命を受けて局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 課長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所管事務の執行に当たる。</p> <p>3 課長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>4 副課長、課長補佐、係長、<u>副主査</u>、主任及び書記は、上司の指揮を受け、局の事務に従事する。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (局職員)</p> <p>第2条 局に事務局長を置く。</p> <p>2 局に次長、課長、副課長、課長補佐、係長、<u>主査</u>、主任その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>第3条～第5条 省略 (職務)</p> <p>第6条 事務局長は、議長の命を受けて局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 課長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所管事務の執行に当たる。</p> <p>3 課長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>4 副課長、課長補佐、係長、<u>主査</u>、主任及び書記は、上司の指揮を受け、局の事務に従事する。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>